

人材紹介業務委託契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という）と 株式会社アロンジ（以下「乙」という）とは、人材紹介業務に関して、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第5条（紹介手数料の返金）

乙は、甲に紹介した人材が、本人の責に帰すべき事由による解雇または自己都合により退職に至った場合、第4条の定めにより受け取った紹介手数料のうち、次の期間及び比率に従い甲に返金するものとする。尚、振込払いによる手数料は乙の負担とする。

1ヶ月未満・・・80% 3ヶ月未満・・・50% 6ヶ月未満・・・10%